

第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画の概要について

計画策定の背景

- 本県は犯罪や交通事故が全国に比較して少なく、「安全・安心に暮らせる」県であるが、未だ殺人・強盗などの事件や交通事故が発生しており、誰もが犯罪被害者になる可能性がある。
- 県ではこれまで、秋田県犯罪被害者等支援基本計画を策定し、様々な支援を推進してきたが、更なる取組を推進するため、第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画を策定する。

計画の性格及び期間

- 根拠法令：犯罪被害者等基本法 第5条
秋田県犯罪被害者等支援条例 第8条
- 性 格：犯罪被害者等支援施策の推進の基本的指針
- 計画期間：平成28年度～32年度までの5年間

計画の推進体制

- 県や市町村、国、犯罪被害者等早期援助団体である（公社）秋田被害者支援センター等関係機関による連携
- 学識経験者、犯罪被害者等により構成される秋田県犯罪被害者等支援推進会議による施策の実施状況の検証等

基本的な方向

- 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されること。
- 犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が、途切れることなく提供されること。
- 犯罪被害者等が、共に生きる地域社会の一員として尊重され、不当な差別的取扱いを受けないようにすること。
- 犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、様々な支援を必要とすることを踏まえ、国、県、市町村、民間支援団体その他の関係する者が相互に連携し、協力すること。

重点課題に係る具体的施策

第1 損害回復・経済的支援

1. 損害賠償請求等に関する周知
・パンフレット、HP、市町村広報誌等の活用による周知
2. 給付金制度等の充実
・犯罪被害者等給付金制度や医療費負担制度等の周知
3. 居住先の安定確保
・公営住宅への優先入居の充実
4. 安定的な雇用の継続
・事業主等の理解促進
・就職・職業訓練の支援

第2 精神的・身体的被害の回復・防止

1. 保健医療サービス及び福祉サービスの充実等
・児童相談所・精神保健センター等の公的機関における相談・支援体制の充実
2. 安全の確保の充実等
・犯罪被害者等に関する情報の保護
・加害者に関する情報提供の拡充と再被害防止措置の推進
3. 保護、捜査、公判における配慮の充実等
・性暴力被害者等に対する女性捜査員の配置
・犯罪被害者等が安心して事情聴取に応じられる相談室の環境づくり

第3 刑事手続への関与拡充

1. 刑事手続への関与のための情報提供や体制の充実
・「被害者の手引」配付による情報提供
・「被害者連絡制度」等による刑事手続きの周知
・刑事手続参加制度に関する情報提供の推進

第4 支援体制等の整備充実

1. 関係機関による総合的・横断的な支援活動の展開及び情報提供の充実強化
・性犯罪、性暴力被害者支援の充実
2. 犯罪被害者等の支援に係る研修の充実と人材の養成
・地方公共団体等担当者研修の充実
・（公社）秋田被害者支援センターにおける支援員の育成に対する支援
3. 民間支援団体等に対する援助
・（公社）秋田被害者支援センター等への支援充実

第5 県民の理解の増進

1. 各種啓発による県民理解の増進
・関係機関による県民の理解を促進するための啓発事業の実施
・犯罪・事故発生状況等の情報提供
2. 学校現場における犯罪被害者等支援に関する取組の充実
・犯罪被害者等支援・犯罪抑止教育等の充実
・犯罪被害者等の「人権教育」の推進